

第四十八回国会 農林水産委員会 議 院 農 林 水 産 委 員 会 議 録 第 六 号

昭和四十年二月十八日(木曜日)

午前十四時四十九分開議

出席委員

委員長 濱地 文平君
理事 飯谷 忠男君
理事 長谷川四郎君
理事 赤路 友藏君
理事 芳賀 貢君
理事 池田 清志君
理事 吉川 久衛君
理事 小枝 一雄君
理事 田口長治郎君
理事 中川 一郎君
理事 藤田 義光君
理事 松田 鐵藏君
理事 兒玉 末男君
理事 森 義親君
理事 湯山 勇君
理事 中村 時雄君
出席國務大臣
農林大臣 赤城 宗徳君

出席政府委員
農林政務次官 館林三喜男君
農林事務官 中西 一郎君
(大臣官房長)
林野庁長官 田中 重五君
委員外の出席者
大蔵事務官 長岡 実君
(自治事務官)
(財政局指導課長) 林 忠雄君
専門員 松佐登太郎君

二月十八日
委員八田貞義君辞任につき、その補欠として金

第一類第八号 農林水産委員会議録第六号 昭和四十年二月十八日

子岩三君が議長の名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

森林開発公団法の一部を改正する法律案(内閣提出第五三三号)

○濱地委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、森林開発公団法の一部を改正する法律案を議題といたし、審議を進めます。

この際、本案の補足説明を聴取いたします。
○田中(重)政府委員 森林開発公団法の一部を改正する法律案につきまして、補足説明を申し上げます。

まず、第八条の改正規定であります。従来監事については、公団の業務を監査すると規定してあるのみでありますので、今回の改正を機会に、監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長または農林大臣に意見を提出することができるといたしました。

次に、第十八条第一項の改正規定は、森林開発公団の業務の範囲に関するものであります。さきに提出理由説明でも申し上げましたとおり、年々増大する木材需要に対処して未開発森林資源の開発利用を積極的に促進するため、特定の低開発森林地域の林道網の核要部分となるべき林道の開設または改良の事業を急速かつ計画的に推進することとし、この事業の施行を森林開発公団の業務に加えることとしたわけであります。その林道の施行上の要件として、その受益範囲が著しく広いこととあわせて、地域の産業振興の見地からみても適当と考えられることの二つをあげ、従来行なっています補助林道あるいは熊野、剣山周辺地域における公団林道との相違点を明らかにしたのであります。

なお、森林開発公団が、この事業を施行するにあたりましては、特に高率の国庫補助と資金運用部資金の借入れにより事業を急速かつ計画的に完成して開発効果を高めるとともに、開設改良のうちの地元負担金の徴収につきましては、延べ払い方式を採用して森林所有者の負担の軽減をはかることとしております。このため昭和四十年年度予算に補助金四億円を計上するとともに、財政投融資計画中に資金運用部特別会計からの借入れ金二億円を計上しております。

この改正に伴い、第十八条の関連規定を改正し、森林開発公団にこの新公団林道にかかる災害復旧、維持管理等についての事業能力を与えることとしております。

第十九条は、同公団の作成する実施計画についての規定、第二十五条は森林所有者等から徴収する賦課金についての規定、第二十七条は県の費用負担についての規定、第三十六条は国庫補助金についての規定であります。それぞれ同公団に新たな業務を追加することに伴い所要の規定の整備を行なうこととしてしております。

最後に、附則について申し上げます。この改正法の施行時期につきましては、準備期間等も考慮いたしまして、公布の日から九十日をこえない範囲内で政令で定めることとしております。

次に、地方財政再建促進特別措置法第二十四条第二項の改正規定についてであります。同項の規定は、地方財政の健全化をはかるため、地方公共団体が国、公社、公団等に対して寄付金、法令の規定に基づかない負担金その他これらに類するものを支出することを禁止したものであります。今回の改正により、同公団に新たな業務を追加することに伴い、同公団に対しても地方公共団体が寄付金等を支出してはならないこととし、あわせて必要な経過措置を規定することいたしました。

以上、森林開発公団法の一部を改正する法律案につき補足して御説明申し上げました。

○長谷川(四)委員 議事進行について。

補足説明ですが、これは提案理由の説明のときに読んでもらわなかったならば、出さないでもらいたいと思うのだが、これははっきりしておいてもらいたい。貴重な時間をこれだけでひまをとつたらたいへんなことなんだ。議事進行にならぬ。議事進行にならぬですから、これは提案理由の説明のときに持ってきて読んでもらおう。これだけ皆さんの意見を……。

○赤路委員 議事進行。資料ですが、いろいろ資料をきょう御提出願ったのですが、やはり資料は事前に提出していただくように、この点もあわせてお願いいたします。

○濱地委員長 ただいま長谷川さんと赤路さんからそれぞれ御意見が出ましたのですが、まことにごもっともなことだと思いますので、さように決しましてよろしくございませうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○濱地委員長 それじゃそのように処理いたします。

これにて補足説明は終わりました。

○濱地委員長 引き続き質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。吉川久衛君。

○吉川(久)委員 私は、ただいま議題となつております森林開発公団法の一部を改正する法律案について、若干のおおねをいたします。

わが国経済の発展に伴って、最近木材の需要は増大の傾向にあるといわれていますが、この需要の増大に対処して、林業の総生産の増大をはかることが、林業政策を推進するにあつたの最も基本的な課題であるということは、昨年林業基本法

が出されたときもしばしば論議されたところでありました。そこで、木材の需給の現状がどうなっておりますか、今後の見通しについて伺いたい。これにあわせて、木材の需給の増大に対処して、木材の国内供給力を増強し、外材依存から脱却する必要があると考えますが、大臣のこれに対する御所見はいかがでございますか。

○赤城国務大臣 お話しのとおり、外材輸入から脱却する方途をいざと講じていかなくてはならないと思ひます。現在の自給度は、御承知のとおり八割程度でございます。そういうことで輸入も金高にいたしまして四億六千万ドルというふう聞いております。そういう状況でありますので、極力自給率の向上を期したい、こう考えております。そのためには、いまもお話しがありましたように、林業基本法も昨年成立いたしましたので、その趣旨に沿ひまして、林道の開設による生産基盤の整備、造林事業の推進等によりまして、この増大いたしまする需要に対応する国内生産の増大と林業生産性の向上をはかることに極力つとめていきたい、こう考えております。

○吉川(久)委員 林業基本法においても、林業の生産性の増大をはかるため、林道網の整備をはかることを規定しておりますが、林道事業計画と今の現状はどうなっておりますか。

○赤城国務大臣 林野庁長官から説明いたします。

○田中(重)政府委員 現在のわが国の林道の現況は、車道以上を申し上げますと、昨年の三月三十一日現在、国有林の林道が二万三千四百五十キロメートル、それから民有林の林道が四万一千八百九十八キロメートル、合わせて六万五千三百四十八キロメートルとなっております。これはヘクタール当たり直しますと、なお五メートル未満にしかすぎません。そこで、将来は少なくともヘクタール当たり十三メートル強まで拡充するといふ計画で、十三万二千八百九十二キロメートルの開設を予定しておりますが、当面の十一年計画、三十八年ないし四十七年度の計画として、五万七千九百九十二キロメートルを予定して

おります。

○吉川(久)委員 補助林道としては基幹一号、二号及び三号の各林道がありますが、このうち、最も規模の大きい基幹線林道と新公園林道との相違点はどこにありますか。いま補足説明にも触れられておりましたけれども、「その受益範囲が著しく広い」とあわせて、地域の産業振興の見地から見ても適当と考えられることの二つ云々といひますけれども、いままでのものも当然相当受益範囲が広がったことでもあり、産業振興の見地も全然顧慮されていなかったわけではないと思ひますので、もう少し具体的に内容を、相違点を明らかにしていただきたい。いわゆるスーパー林道の林道網計画における地位はどのように理解してよろしいか、この点をお伺いいたします。

○赤城国務大臣 一口に言ひますならば、スーパー林道は産業道路的性格を持つというところでございまして、具体的に言ひますならば、補助林道は、民有林の森林資源の開発を目的としておるものでございまして、けれども、スーパー林道におきましては、民有林、国有林を問わず、低開発の森林地域に対しまして、その資源を開発するということとでございまして、補助林道は一口に言へば、俗に言つて、突っ込み林道といひますか、終点が山の中で切れていくということとでございまして、スーパー林道におきましては、国道あるいは県道との連絡を保ちながら、森林資源の開発をするというところでございまして、産業道路的な役割が非常に強い、こういうことに御理解を願ひたいと思ひます。

○吉川(久)委員 森林開発公社に新公園林道と申しますか、スーパー林道を行なわせることとしたのは、同公社の熊野、剣山周辺地域の林道開設の実績があるからとでございまして、これはまことにそのとおりだと思ひますが、同地域における公園の林道開設状況といひますか、実績について承りたいのであります。

○赤城国務大臣 林野庁長官から……。

○田中(重)政府委員 森林開発公社は、熊野川流域、それから剣山の周辺地域で、昭和三十一年度から昭和三十三年度までの間に、総事業費といひましては三十三億七千万円をもつて三十六路線、延長三百二十二キロの林道の開設をしたわけとでございまして、それによって、面積にいたしますと約九万五千ヘクタール、それから蓄積にいたしますと一千三百万立方メートル、この森林が開発されたことになりました。現在までに二百立方メートルの木材が生産をされたということになっております。

○吉川(久)委員 今回法改正をして、スーパー林道を森林開発公社に行なわせる理由として、地勢等の地理的条件がきつめて悪く、かつ豊富な森林資源の開発が十分に行なわれていない特定の地域の林道網の核となるべき林道の開設等の事業を行なうことができることにしてありますが、それならば、すでに基幹林道の制度もありますし、昭和三十六年に民有林協力事業として国有林と関連して始められた関連林道事業がありまして、今回行なわれようとしております新公園林道を、なぜ関連林道として実施しないのですか、また基幹林道事業として実施できないのか、その点を明らかにしていただきたい。

○赤城国務大臣 基幹林道あるいは関連林道として実施できないのかということとでございまして、一つは、スーパー林道の規模を関連林道あるいは基幹林道よりも大きくするということが、先ほど申しましたように、連絡関連等が、スーパー林道によりましては国道、県道との連絡までもするということとで、民有林、国有林等の関連だけではないうということ、別途にやつていこう、こういう考え方が一つあります。

基幹林道との違いはそういうことを言ひました、それから関連林道との関係につきまして、これは当初計画を立てましてから四十路線が計画に乗りまして、四十一年度でこれが完了するわけとでございまして、これは林野特別会計でやつておるわけでございまして、いまの特別会計の収支の状況からいひますと、特別会計の財源でやつていくと

いうことが困難な状況でございます。そういうことでございまして、財源につきましても、スーパー林道は、御承知のガソリン税見合いの一般会計の財源からやつていく、こういうことにいたしたいと思ひます。

○吉川(久)委員 スーパー林道の今後の見通しと、林業政策上の役割について伺ひたいのでございまして、例えば、初年度三カ所しか認められていないようでございます。それからいま大臣もお話がありましたように、農林業用ガソリン税の見合いの資金でございます。予算委員会等の問題等を顧みますと、これがはたして継続的に期待できるものか、見通しはさだかではございませぬ。そうなった場合に、このガソリン税に相当するものが当てにできないという場合には、これはどういふように変わっていくのでございませぬ、その見通し等についても、あわせて御見解を伺つておきたい。

○赤城国務大臣 今度は地域的にも考え、また法律の趣旨にも基づいて、三カ所だけをパイロット的にやることにいたしておりますが、これはやってみてからよければなおやすというパイロット的なものよりも、やってみなくてもこの効果はあるという見通しが持てるものでございまして、でありますので、パイロット的に試験して、よければやるとか、悪ければやめるとかいうことでなくて、継続してこれはやつていきたいと思います。それから、財源の問題でございまして、予算委員会等におきまして、免税のほうの問題もございまして、私は、免税は免税としてできても、これに見合つたものをスーパー林道としてやつていくというこの方針は、かりに免税でそれに目当てのものが出ないというものであつても、これは一般会計の面からこの方針は続けていきたい。かりに見合いのほうで打ち切りということでも、見合いとは別個に、一般会計からそういう支出をしていきたい。見通しをいたしましては、私は、いまの見合いのこの財源というものはますますふえてい

く、ガソリンの消費がふえるに従って、財源としてもふえていく、こういうような見通しを持ってはいますが、かりにその見合いのものではやらないというふうなことになるにしても、一般会計のほうから支出したとして、これはぜひ続けていきたい、こういう方針を持っております。

○吉川(久)委員 私は、林業政策推進上のこの仕事の役割をおもに伺いたかつたのでございまして、ただ、ガソリン税の見合いの話が出ましたので、これはことによつたら一年限りで終わるのではないかと心配が出たので何つたのでございまして。一般会計からでもこの仕事はいいということとは明らかなので、これを進めていかれるというその御決意のほどは非常にけっこうだと思ひます。大蔵省はどうかにお答えですか。

○長岡説明員 お答え申し上げます。ただいまおっしゃいましたように、この仕事は林業政策上有効であるということで予算に盛り込んだものでございまして、一年限りでやめてしまふという性格のものではないと思ひます。ただ、私も予算をあげるものではないと思ひます。これは、ことしはとにか、この問題はガソリン税の財源を見合いとしてやる事業として適当であるというところで採択した経緯もございまして。この点につきましては、農業用ガソリン税の減免の問題は、ただいま衆議院の予算委員会におきましても議論の対象になっておりまして、政府としての見解も、衆議院で予算の審議が行なわれている間に予算委員会に御報告することになっておりますので、近日中にお答え申し上げます。今後この事業が現在提案申し上げておる財源で進行していくべきものであると考へますけれども、しかし、かりにこれが行なわれなくなつた場合においても、ことし着手しました事業が、一年で中途はんばでやめてしまふというわけにはいかないと思ひます。ただ、私もいま考へておりますのは、林道体系というものは非常に複雑でございまして、

で、私もといたしましては、パイロット事業としてこのスーパー林道を四十年から実施することにしたとしておりますけれども、林道体系全般の問題として、四十一年度以降検討させていただきますという気持ちを持っておりまして。

○吉川(久)委員 いろいろ問題はあろうと思ひますが、しかし、これは大臣が継続をしてやる御決意のほどを伺つておりますので、おことばを信じ、ガソリン税減免の問題があろうとも、この事業は継続して推進していただけるものと御期待をいたしておきます。それから大臣は、このスーパー林道がいままでものと相違するところは、産業振興の見地に比重を置いたところの道路であるというふうには申されませんが、そういたしますと、山の中だけではなくて、人の住んでいるところもあろうと思ひますし、あるいは耕地等も点在するところもあろうかと思ひます。そういうところでも事業を施行してまいりますと、その周辺にいろいろ被害をもたす問題があるかと思ひます。そういうふうな被害がある地域の人の被害というか、損害に対しては、何らか別途に顧慮されなければならぬと思ひますが、そういう点は、従来どおりこの事業についてもお考えがあるかと思ひますが、これは林野庁の長官から伺つておきたいと思ひます。

○田中(重)政府委員 このスーパー林道は、大臣のお話にございましたように、林道網の核となるような根幹的な林道でございまして、それだけにこの反射的な効果としては、この地域の産業等にも資するといふ効果を持つておる、こう考へております。その利益の対象面積もはなはだしく大きい。そういう林道でございまして、この災害につきましても、やはり熊野、剣山、この旧同林道が、国庫の負担でその条件に該当する場合補助を受けておりますが、そのとおり、この林道におきましても、災害の場合の国庫負担はある、そういうふうな措置をしておるわけでございまして。

○吉川(久)委員 あまり抽象的なお答えでございしますが、措置をしてきたし、今後ともするといふように理解してよろしうございしますか。

○田中(重)政府委員 その災害の復旧につきましても、熊野、剣山の取り扱いと同じように考へております。

○吉川(久)委員 いまの問題は、その工事施行にあつて生じたところの災害というのであつて、いわゆる自然災害とは別であるというふうな意味のお答えであらうと思ひますが、それでよろしうございしますか。

○田中(重)政府委員 ただいま申し上げましたのは、いわゆる災害の場合のことを申し上げたのでございまして、熊野、剣山の取り扱いと同様に扱いたい、こういうふうな考へております。

○吉川(久)委員 関連林道が各所に実施されたのでございまして、一つの例をとつてみますと、第一期工事には四十一年に完了する予定でございまして。先ほど大臣は、予算の関係で、財源が困難でありまして、四十一年度で関連林道は終わるというお話をございました。その理由については、もつとあとで伺ひますけれども、この赤石緑の場合に見ますれば、上村の下栗地帯を第二期関連林道工事として継続することが妥当と私も考へておる、四十一年度で完了ということになると、今後この先の第二期工事については、林野庁としてはどういうふうに考へておるのでございしますか。

○田中(重)政府委員 いまの下栗地帯の問題でございまして、この地帯につきましても、いまお話しのとおり、関連林道といたしましては、昭和四十一年度でその全部の予定を完了する、こういうことになっておりますし、一方関連林道の採択基準に乗つたものは、これはその程度でございまして、こういう考へ方では、これはその程度でございまして、話の線の奥地帯には相当国有林もございまして、これを将来国有林林道として扱つか、あるいはその他の方法で開設するか、十分に検討をさせていただきます。

○吉川(久)委員 こういった山奥の非常に恵まれない地方の山林所有者、大きな経営をやっている人の多い地方は別として、ただいま例に出しましたところのように、一人一人の所有がきわめて零細であるというふうなところの地元負担の問題を考へますと、これは関連林道を進めていただくことがきわめて適切と考へるのでございしますが、それができないというところでありまして、私は、それは林道として開設すべきではないかと考へるのでございしますが、農林当局としては、ただいまのお答えにふえんをしてお答えを願ひたいと思ひます。

また、この場合、地元の負担が一〇〇％になるようになつておるのでございしますが、この部分について、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律という辺地起債の措置がとられるように何つておられますか、この起債の対象とならないものでしょうか、どうですか。これを自治省に何つておきたいと思ひます。

○田中(重)政府委員 いまお話ししたように、基幹林道として採択できるかどうか、なお検討を要すると思ひますが、また一方国有林林道としてできないものかどうか、この点の検討も必要だ、こういう考へ方では、この点の検討も必要だ、この点御了承をいただきたいと思ひます。基幹林道の検討も必要だが、国有林林道としてできないかどうか、その点も検討したい、こういう考へであります。

ていない者に対して、恵まれている者のレベルに
一歩でも近づけようという生活基盤を整備する
という制度でございますので、産業振興を目的と
するものは、これの対象にいたしておりません。し
たがって、林道そのものは産業振興につながるも
のでございますので、原則としては対象から除外
いたしてあります。ただ、過去の実績といたしま
して、名は林道であっても、もちろん産業振興の
目的は一部あるとはしましても、生活基盤のほう
によりよい結びつく、実質がそうであるという
ようなものについて、名は林道であっても、その
実質に着目して、辺地債を認めた例もあります。
目的そのものはただいま申し上げたようなもの
でございますから、そういう目的に合うかどうか。
また、そういう目的であるがために、規模のあま
り大きいものは対象にしておりません。せいぜい
一事業百万とか三百万という程度の規模の
ものにしようとしております。あまり大きいものは
対象にいたしていません。規模の問題、目的
の問題、その事業の持っている性質というものを
検討していただかないと、具体的に申し上げる
ことができません。制度としてはそういう趣旨の制度に
なっております。

○吉川(久)委員 具体的な問題等が出てまいりま
した。またいろいろとお知恵を拝借したいと思
います。山村は、私も里に住んでいる者には
想像のつかないような格差がありまして、実
に生活をしていくことは目に余るものがあり
ます。したがって、そういう地域の人々にも恩恵
を与えるためには、思い切った施策を講じなけれ
ばならないと思います。

私は、この際大臣に申し上げたいのでございま
すけれども、ただいまの政治の課題は格差是正の
問題でございます。したがって、この法改正によ
りまして、スーパール林道という非常に広い意味の
林道が開発されるということになります。これは、
まことにけっこうなことではございますが、先ほど
申しましたように、農林業用のガソリン減免税の
問題が、もし当てにならないことになった

場合に、ただいま長岡主計官のお話のように、今
後検討するという程度でなくて、もっと政府は
はっきりした態度をもってこの事業の推進に積極
的であってほしいと思います。私は、先ほど大臣
が、財政困難のために、関連林道を四十一年度で
終えるのであるというおことばでございましたけ
れども、スーパール林道でも新設していこうとい
うときに、それよりもっと恩恵のある関連林道と
いう制度を打ち切らなければならぬ。ガソリン
の免税の問題がもし当てにならないことも、一般
計でも推し進めていくというほどの御決意であ
りますならば、私は、関連林道でいいないことは
ない、継続できないことはないと思うのでござい
ますが、この点について、もう一ぺんお尋ねをいた
しておきたいと思ひます。

○赤城國務大臣 関連林道は、計画を立てまし
て、その計画を四十一年度に完了するというこ
とが一つでございます。そのため、もう一つは、
特別会計の収支が非常にいま窮乏であるというよ
うなことでもございしますが、それは別として、
やはり一般会計からの費用として林道は相当手が
けていきたいと思いますか、やっていきたいと思います
う考えを持っておいたのでございます。でござい
ますから、ガソリン税見合いの金でなくても、
そういうことがなくても、いまのスーパール林道等
の構想をもってこれを進めていこうという考えを
持つておいたものでございます。これは本年
度限りということをやっていく。そういう基本的
に一般会計からでも林道の開設をしていこうとい
うことではございます。大蔵当局からも話があ
りました。林道全体としても、昨年補助率
などを上げたのでございます。基幹一号、二号、
三号といういろいろな種類がありますが、
それとスーパール林道等を総合して、林道の開設に
は一段と力を入れていきたいということではござ
います。それから、名前に聞かず、林道というものと
われないで、そういう趣旨のもの、内容的には
同じようなものもやっていくことに相ならうかと
思ひます。そういう意味に御了解いただきまし

て、林道には一段と力を入れていきたい、こう考
えております。

○吉川(久)委員 先ほど赤路委員の御発言のよう
に、資料を審議に入るにあたって配付されたよう
な状態では、細部にわたって質疑はできません
で、これは後日に譲りまして、本日の質問はこれ
をもって終わります。

○濱地委員長 森義朗君。

○森義朗委員 先ほど林野庁長官からも補足説明
がありましたが、森林開発公同法の一部改正につ
きまして、具体的な質問に入ります前に、せっかく大
臣お見えでございますので、この機会に、わが國
の林業政策全体について、若干時間をいただい
てお尋ねをしたいと思います。

前国会で成立いたしました林業基本法の九条一
項によりまして、近く林業の動向に関する年次報
告が出されると聞いておりますが、いずれその報
告書が出ました段階で、あらためて詳しくお尋ね
したいと思つておりましたが、大臣も御承知の
ように、前国会で林業基本法が制定されました
趣旨は、先ほどの吉川委員からの質問にもありま
したとおり、急速に発展するわが國の経済動向の
中で、林業だけが取り残されて、木材の拡大する
需要にいまのままで追いつけない。したがって、
従来いわれる林業の持つ公益的な機能の側面
だけを重視してきた林業政策を、全面的に経済的
な機能を発動させるという観点から、産業立法
的な性格を持った法律として出されてきたと思つて
ございします。その法律を受けて、この森林開発
公同法の一部改正案が具体的な施策として出され
てきた。こういうふうには私は理解をいたして
おります。そういう点においては、私も、その内
容につきましてもいろいろとあとお尋ねしたい
こともございしますけれども、基本的に賛成で
ございまして、前国会におきましても、そういう前
向きは林業基本法は、法案として審議にわれわれ
も協力してきたことは、大臣も御承知のとおり
であります。そこで、今回出されました森林開発公
同法の一部改正を正しく理解するために、私は、

やはりそれに関連する日本の全体の林業政策とい
うものを正しく認識しておかなければ、その法案
の持つ意義なり性格なりというものを対する理解
が不十分じゃないか、こういう角度から、実は先
ほど冒頭に申し上げたような林業政策全体に
ついてのお尋ねをしたいと思つております。

そこで、具体的な内容に入りますが、まず最初
に、森林資源の現況について、先ほどの質問で
大臣が御答弁をされました。先ほど配付され
た資料によりまして、わが國の森林資源という
ものが大体十九億立方メートルと書いてありま
す。現在の年間需要が大体五千四百立方メー
トル、こういうふうには書かれておるわけですが、
わが國の国土の面積の六八分を占めておる林野の
中で、それだけの森林蓄積がある。ところが、こ
の需要の状況が、第二表を見ても、昭和七十
七年には年間需要が一億四千百万立方メー
トルになる。そうすると、現在の需要の約三倍に
なる。そのような需要の拡大が予測される中で、これ
に対する供給の計画がどういふふうになるのか、
この表を見ますと、「木材需給量の見通し」
と書いてありますが、これは需要量の見通し
であって、供給の見通しじゃないと思つて
おります。そういうふうには書いてあります。そ
ういふふうには書いてあります。昭和七十七年
には一億四千百万立方メートル。こういうことを考
えまして、はたしてこの飛躍的に拡大する木材の
需要に供給をどう対応していくのか、こういう
ことについて、大臣はどういう見通しや計画を
持ちになるのか、まず最初にお尋ねしたい。

○赤城國務大臣 お話の点、一々もつともで
ございします。この「木材需給量の見通し」等の表
にもありますように、これは需要量を掲記してあり
ますけれども、供給量につきましても、木材生産
とか、チップ用廃材とか、輸入とか、こういうよ
うな見通しは一応立てておるわけではございま
す。この見通しに対して、いかにこれを實現してい
かということがわれわれの責任だと思ひますが、
なおこまかく林野庁長官から御説明を申し上げ
ます。

○田中(重)政府委員 ただいま大臣が申されまし
たように、これからの木材需要の増大に対応する
ために、できるだけ自給率を高めていく必要がある
。そこで、林業基本法にも総生産の増大という
ことをうたておるわけでございまして、そのた
めには、林業生産基盤の整備であるとか、あるい
は林業経営基盤の拡充であるとか、総生産の向上
できるような方向へ、いろいろのおくれた状態を
是正するように持っています。それで、この四十
年度からもういこうことを目途として、林業構造
改善事業の第一年度に入るわけでございます。要
するに、できるだけ生産を高めていくことによっ
て、新しい技術で生産量の高い人工林に置きかえ
ていくことによって、需要量の増大に対応してい
くというところでございますが、その態勢が整い、
そういう方向で生産が可能となるまでは、補完的
に外材の輸入もやむを得ないのではないかと、需給
の安定あるいは価格の安定は、そういうことでそ
の調整をはかってまいりたい、こういう考え方で
ございます。

○森(義)委員 森林資源が無制限にあるというな
らば、私はあえてこういう質問はしないわけで
す。この供給のあれを見ますと、七十七年には素
材で一億立方メートルの供給ができる。これです
と、いまの日本の持っている森林蓄積は十九億立
方メートルですから、十九年でなくなるわけだ
すね。ところが、御承知のように、木材というも
のは、十九年であれだけの生長をしないわけだ
す。三十年ないし四十年かかるわけだ。それでど
うしてこれだけの日本の森林蓄積でこれだけの供給
に対応しているのか。これからもっと生長率の
激しいものに植えかえていくのだと、いま林野庁
長官はおっしゃっておりますけれども、いま三十
年、四十年かかる木材の生長が、これからの見通
しで十年あるいは十九年でそれだけの生長が期待
できるのか、私はそれは無理だと思ふのです。も
しろ、現在の段階では、なるほど日本の天然林
というものは、四割も林道がないために搬出でき
ない状態に置かれておる、放置されておる。こ
ういふものを当面開発していくということにつ
いては、これは非常に大切なことだから、やらな
くちやならぬわけだ。しかし、いまの日本の林野
面積で——もう少し進歩発展するかも知れませ
んが、自然の影響を受けている木材の生長度合い
というものは、そう急速に変わらなないと思いま
す。そういう状態では、供給が可能であるかどうか
大に對してはたして供給が見合うためにはこれくら
いだけある、その供給に見合うためにはこれくら
いのものを生産しなければいかぬだろう、それだ
けでは足りないはずなんです。そうでしょう。無
制限に森林資源があるならば、それを開発して
いって、そして拡大する需要に総生産量上げて
見合っていくという方法はあると思う。私はこの
前の林業基本法のときにも、林野庁長官に同じ趣
旨の質問をしたわけでありましたが、確たる答弁を
得られなかったわけだ。林業生産というものは
、投資してから資金が回収できるまでには少な
くとも三十年ないし四十年かかる。したがって、
三十年ないし四十年先の需要と供給というものを
見込んで、計画生産をやらなくちゃならない、こ
ういふことについて質問をしたわけだ。ところが
、林野庁長官の確たる回答を得られなかったわ
けですが、大臣、どうなんですか。いまの日本の森
林蓄積がフルに回転しても、これは日本の需
要に見合うだけのものがないと思ふのです。
そこで、大臣にお聞きしたいのですが、世界各
国の林業の動向と日本の林業と何か特徴的な差異
があれば、こういう点において日本の林業が諸外
国の林業と違っているという点があれば、具体的
にお聞かせ願いたいわけだ。おそらく国土の六
八分を林野面積が占めておる、それだけのいわゆ
る生産可能な沃地を持っておる、土地を持ってお
る、そういう国が必ずしも世界のどこにもあると
いうことではないと思ふ。そこにながりの努力
をして、植林を行ない、撫育を行ない、林道を
つけて、林業が経済的機能を発揮するような総合
的な施策をやりながら、なおかつ将来の需要に見

合うだけの供給ができないのが現状なんです。と
ころが、世界の各国ではどういふふうな林業政策
が行なわれておるか、日本ではどういふ点とこ
ういふ点において違ふ、こういう特徴的な相違点
があるならば、大臣お聞かせ願いたいというのが
第二点目です。
第一点については、いま申し上げたが、繰り返
して申し上げます、ほんとうに需要に見合うだけの
将来の計画なり見通しを持っているのかどうか。
私はないと思ふ。大臣が、いや、いま四十年かか
る木材が十年で生長するんだとおっしゃるなら別
ですが、そうでなければないと思ふ。その点につ
いての見通しと、世界各国の林業と日本の林業と
の相違点があるならば、この際お聞かせ
を願いたい。
○赤城(國)大臣 林業におきまして、世界の林業
と日本の林業とそう相違しておる点はないと思
います。ただ、いま御指摘のように、日本では林業
の基盤といふことが、面積が国土のうちに非常に
多いというところは、日本の特徴であらうと思
います。
その見通しはかんといふことでございますが、
一応の見通しは立てております。しかし、いまま
で政府といましては、国有林に対して相当の
計画性は持っておりますが、民有林につきま
してはそういう計画性をあまり持っておりなかつた
のでございます。幸いに林業基本法ができて、
民有林につきましても、相当の見通しを持って林
業生産の増大をはかっているといふことになり
ましたので、これからはその見通しの線に沿
うて、政策といふことが、行政が進められると
私は考えます。そういう意味におきましては、この一
応の見通しの線に沿うてもよろしの政策を遂行す
るといふことにいたしたいと考えております。

○森(義)委員 大臣は御答弁なさっておりますけ
れども、そのことにほんとうに自信をお持ちです
か。需要の拡大がこれだけ予想される、それに対
して、これだけの供給がこれからのいろいろな施
策を遂行する過程で達成されるという自信を持
ちますか。私はないと思ふのです。しかし、そ
の問題を追及しておったのでは——これから三十
五年も先の問題ですから、それ以上お尋ねしよ
うとは思いませんけれども、たとえば外国の林業と
比較いたしますと、自然あるいは天候の関係等
で、日本の木材の生長が外国と比べて非常にお
くれているとか、そういう特殊な状態があるのか
ないのか、あるいは林地の所有形態が外国と比べ
て違っているのか。先ほど日本とあまり変わりな
いんだとおっしゃっていますね。もし変わらな
いとするならば、私は、世界のこれから二十年、三
十年先の木材の需要と供給がどういふ形になるの
か、こういう問題も非常に大きな問題になってく
ると思ふのです。人間の文化の進展に応じて、建
築材としてよりも、他の用途に木材の需要が拡大
発展してきておりますから、日本においても、お
そらくこの資料にありますとおり、非常に大き
な需要の拡大が見通されるわけです。おそらくこ
れは日本だけじゃなくて、世界の国じゅうの木
材に対する需要の拡大が見えれると思ふわけ
です。ところが、六八分も林野面積を持ちながら、
そういう需要にほんとうに自信を持ってこたえら
れない状態であり、日本の林業と外国の林業とは
あまり変わらなないとするならば、世界のこれか
らの木材の需要に対する供給の見通しというよう
なものは、おそらく日本は立たないのではないかと
、こういうように私は思ふわけです。その点につ
いて、大臣、何か世界の林業の木材需要に対する供
給が、資源としてどういふ状態にあるのかとい
うことをお知らせいただかないかと思ふ。
もし林野庁長官がそれについてお知らせした
ら御説明願いたいと思ふ。

○田中(重)政府委員 世界の全木材需要と、それ
から木材供給の状態について、的確な資料につ
きましては、いま持ち合わせていないわけござ
います。ただ、見通し得ることは、やはり世界的
にも木材の需要は相当に今後増大していくとい
うこと、それからその供給力は、やはり木材のこ
とでございまして、その需要になかなか追いつけ

いという状況がくるのではないか、そういうような見通しはあるようでございます。しかしながら、木材の需要については、いまもお話の木材にかわる代替材の進出も相当にございます。その点を的確に表現することはむずかしいと思いますが、わが国の場合には、お手元に差し上げましたこの資料については、この供給量の素材生産の一億八百万立方メートル、これは見通しではござい

ますけれども、全国森林計画に基づくところの拡大造林計画、そういうものの成長量等を基礎にした供給量をここに掲げているということでございます。一定の進路をもって成長量の旺盛な人工林に成長量の低い天然林を転換していくという計画に乗って進めているわけでございます。年々、国有林におきましては、これが経営計画、それから民有林につきましては、いまも申し上げました全国森林計画並びに地域森林計画によって、それが進められておる。国の造林計画に基づいて、国庫補助あるいは融資造林の見通し、その上に立った成長量、それを基礎にしてこの供給量が出ておる、こういうことでございます。ただ、いまお話しのとおり、林野の面積が六七割も国土を占めながら、その生産性が低い、あるいはその総生産が低いということについては、木材が長期的な生産物であるということのほかに、やはりこの森林所有者の森林の経営のしかたに問題がある。そういう非経済的なといいますか、非生産的な山林の保有のしかた、そういうものを転換して、企業的な生産に持っていくために、先ほども申し上げました、その生産の基礎なり経営の基礎なりを改善していくとか、あるいはその造林の技術の革新をできるだけ早くはかるとか、あるいはまた技術者の養成、訓練、確保、これを考えるとか、またそのための林業労働に従事する者の確保、養成、そういう面について今後できるだけ改善くふうをしていこうというのが、この林業基本法の考え方でございます。それに基づいて今後は林業政策を進めていく、いま申し上げました供給量の拡大の見通し、これが地について計画どおりに進むように

持ってまいりたい、こう考えておるわけでございます。

○森(義)委員　そこで、この点について大臣にひとつ要望しておきたいのですが、どうも冒頭に申し上げましたように、いままでの農林省の林業政策というものは、林野が持つ公益的機能の發揮というものにウエイトを置いてきたために、去年から林業基本法を出して、いわゆる経済的機能の發揮に切りかえましてけれども、全体についてまだ通産行政——私は去年一年間おつたのですが、通産行政の面から、日本の産業と他の産業との国際競争の中で勉強している度合いほど、整理がされてないように思う。だから、これから少なくとも林業を一つの産業として位置づけをし、これの發展を考えていく以上は、従来の公益的機能の面でおちいておつたぬるまぬるな考え方から、もっと国際的な産業としての競争の面に立ち向かう姿勢を確立するための勉強をしてほしいと思う。去年林業基本法ができて、やっとその方面に目を向けただけであって、正直に言って、まだそこまできていないと思います。しかし、それをやってもならぬと、これが林業産業として実現し、総生産を高め、あらゆる産業としての要件を満たすために、いろいろ林業基本法に内容が分かれておりますけれども、肝心かなめの国際的な問題についても十分な把握がない、認識がないという状態では、これは産業立法としての性格としてはまだたいへん心ざびしいものを感じますので、ぜひその点についての努力と勉強を続けていただきたい、こう思います。

○濱地委員長　この際、午さんのため暫時休憩いたします。

午前十一時五十七分休憩

午後一時二十八分開議

○濱地委員長　休憩前に引き続きまして会議を開きます。

森林開発公同法の一部を改正する法律案を議題

とし、質疑を続行いたします。森義視君。

○森(義)委員　午前中の質問で明らかになりました点は、一つは、拡大する木材の需要に有効に対応するところの森林資源については、確たる自信がないということ。それからもう一つは、林野庁長官が林業基本法の精神に基づいて林業の総生産を上げるための有効な施策を積極的に推進している。いま一つは、これは大臣の発言の中にあつたのですが、国有林の管理が民有林よりも非常にすぐれている、こういう発言があつたと思うのです。

そこで、私は、これからの需要の拡大に日本の林野が持つ使命をフルに発動していくためには、いろいろと林野庁のほうでも林業基本法の線についてお考えになるだろうと考えるわけなんです。数字のあれを見ますと、大臣の答弁を裏書きするような資料がございまして、それは、現在のわが国の林野面積の二千五百万ヘクタールの国有林、民有林の分布を見ますと、大体民有林が三分の二、国有林が三分の一です。ところが、森林蓄積の状況を見ますと、国有林五〇、民有林五〇、そのようになつております。このことは、大臣が先ほどおっしゃったように、森林資源の蓄積について、国有林の管理が非常に行き渡つておるということ、数字で立証しておると思うわけです。そこで、そういうことを一貫して私どもが考えてみます場合に、一時下火になつておりました国有林の民間払い下げ問題がありますが、この問題を日本の森林資源の確保という観点から考える場合に、大臣はどのようにお考えになつておられますか。森林資源が十分にあり余つておるのじゃないか。需要に対して確たる供給の見通しが立たない。その中でも、国有林は民有林よりも管理がすぐれている。それは計数的にもはっきりしている。さらに加えて、世界の林業の趨勢を見てみますと、このような長期の投資を必要とする林業投資に対しては、回転率の非常に早い今日の資本主義社会のめまぐるしい動向の中では、とうてい民間の経営としてはその進歩性がないへんむずかしい

状態にあるので、国有林の方向へ全体の趨勢は動いておる。こういう国際的に顕著な点もあわせて、ひとつ大臣にこの際はっきりと御所信のほどを承つておきたいわけです。おそらくわが国の国有林の民間払い下げ運動は、このまま消えるのでなくして、かなり長期にわたつて続くだろうと思いますが、私は、今日の日本の林業の所有形態の中に、先ほど大臣に質問いたしました、外国と非常に違った面がある。民有林の大山林地主の感覚というものは、私ども郷里におりまして、奈良県は民有林の山林地主の一番多いところでござい

ますが、完全な財産保全的な感覚から一歩も出ておりません。いわゆる林業が持つところの経済的、社会的使命というものの対してはきわめて希薄でございまして。そういう歴史的に持つておる民有林の林業家の感覚というものがあわせて考えられる場合には、結論は当然そういう国有林の民間払い下げという問題に對しては、大臣は自信を持って反對していただけたらと思うわけでございます。いろいろな角度から申し上げましたが、ひとつ大臣の所信を聞いて、さらに私の考えと違つていふ点があれば、資料を提供して、大臣の針針のほどを明らかにしたいと思いますが、ぜひ明確に御答弁を願いたいと思います。

○赤城国務大臣　森林の持つ意義ということからものを考えていきますと、森林というものは、公共的役割が非常に重いといたしますか、多いというふうに私は考えております。そういう意味におきまして、いまの森林の経営面よりも、公共性という面から見ると、国有のほうが筋だ、水資源の点におきまして、やはり気候を緩和するという点におきまして、国土の保全という点から考えて、公共性が非常に強いという点から、国有という方向が筋だというふうに私は考えておるのでございます。それに付け加えて、森林資源の経済的な生産増強及び維持という点が、最近非常に付け加わつてきております。こういう面から見まして、やはり森林の生産を増強し、維持するというのが、国有の管理よろしきを得れば、そのほう

がすぐれておるといふに私は考えておりません。でありますので、そういう面から、私は、森林の固有というものは非常に重んぜられなければならないと思つています。

そこで、いま国有林の払い下げの問題でございますが、しかし、場所により、いま農業の構造改善をやっておりますので、あるいはまた国有林編入のいきさつ等によって、国有林としての十分な機能を持つべきものでなかつたもので編入しているというきらいもあります。しかし、それだからこれを開放するというふうには私は考えておりませんが、民間の農業構造改善等に寄与して、やはり農業あるいは林業、こういう面が国全体の経済を進めていくという点に寄与できるならば、そういう活用をはかつていいたらいんじゃないか、こういうふうな考えです。でございますので、国有林の払い下げという問題につきましても、払い下げという観点よりも、これを利用するという方面で活用ということに重点を置いていいたらいんじゃないか。所有権の問題ではなくて、活用の問題。これは具体的な場所、場合等を勘案して活用をはかるということには、国有林が協力することが必要じゃないか、こう考えますが、原則的に考えますれば、やはり森林の持つ公共的意義、最近における経済的役割等を大きく演ぜしめるためには、国が管理していくほうがよりよろしい、こういうふうには私は見ております。

○森(義)委員 荒筋において、いま私も考えておる考え方と同じ御答弁をいただきました。たいへんうれしく思うわけでありますが、ただ、いわゆる利用とか活用とかいう隠れみのに隠れて、そのすき間にそういう問題が拡大していかないやうに、基本的な考え方をひとつはきりと今後も持続をしていただきたい、こういうことをお願いしておきます。

それでは次に、森林資源の開発の状況についてお尋ねしたいと思います。奥地の天然林野に経済的な機能を發揮させるための積極的な施策、こういう側面と、もう一つは、植林、撫育による資源

の培養、育成、そういう防衛的な側面と、二つ森林資源の開発の場合には私は考えられると思うわけでありまして。そこで、前者の、いわゆるいままで人跡未踏で放置されておつた貴重な奥地天然林野の経済的機能を發揮させるためには、何といつても一番重要な問題は、今度提案されております林道の開発だと思つております。林道の開発と同時に、私は、労働力の確保がきつめて重要ではなからうかと思つております。わが国の林業は、生産基盤というものを一方において整備しつつ、その整備された生産基盤が経済的機能を有効に發揮するためには、労働力の確保がなければなりません。したがって、生産基盤のほうに目が向いておるけれども、労働力の確保のほうをないがしろにいたしますと、せっかく貴重な財源を使って森林資源の開発に乗り出していても、それは結局経済的機能や効果を完全に發揮できなくなる。そういう面において非常に重要だと思つておられますが、そこで、一つ大臣にお伺いしたいわけですが、林道の問題についてはあとで聞きますが、労働力の確保の問題について、まず最初にお伺いしたいと思います。

先ほど申しましたように、これは林業基本法の審議の際にも林野庁長官にお尋ねをしたわけですが、どうも私、あの答弁では全く満足ができません。それで、きょうあらためて最高責任者である大臣にお尋ねするわけですが、最近の農業、林業、いわゆる第一次産業の労働者が第二次、第三次産業に流出して、経済的機能を拡大しなくちやならない第一次産業が衰微の一途をたどつておる。そういうことは大臣もよく御承知でございまして、まず最初に、林業の労働力がなぜ第二次、第三次産業のほうに流出していくのか、このことについて、大臣はどういう見解をお持ちなのか、どういふ理解のしかたをしておられるのか、そのことをお尋ねしたいと思つております。

○赤城国務大臣 林業労働者が第二次及び第三次等その他へ非常に出ていく、それをどういふふうにして把握しておるかということでございますが、これは常識的に考えてみましても、林業労働者が奥地山林に働くものでございまして、一言でいえば、僻地においての労働であり、しかも労働が重労働であるにかかわらず、収入が、その業体自体の収益というものが非常に長い間の収益でございまして、還元率が少ないというふうなことから、国有林もそうでございまして、一般に労賃等も低いというふうなことがあると思つております。でございまして、対策ということでもございせんが、やはり一般の趨勢と同じように、機械化をしていく。機械を使つての労働ということになりますれば、重労働が相当軽減されるわけだと思つております。そういう意味におきまして、労働力が不足から機械を使うということも一つの筋道でありますけれども、やはり林業労働者の重労働を解放するという意味におきまして、やはり機械化という方向へ進めていくことが必要だろつと思つております。林業労働者がどうして少なくなつていくかということにつきましては、いろいろな見方もあろうと思つておりますが、そういう重労働である場合に労働が報いられない、あるいは環境が非常に——何といひますか、いまのこういうレジャーブームみたいになつていける現代におきまして、非常に生活環境がひどい、こういう点にあるかと思つております。

○森(義)委員 林野庁の長官にお伺いしますが、最近の山村労働力の他産業への流出動向ですね。実は前国会で大橋労働大臣が答弁された資料と、林野庁の出した資料と、若干食い違いがあるもので、それを計数的にただしておきたいと思つております。

○田中(重)政府委員 流出状況を申し上げますと、これは昭和三十七年度の流出率でございまして、大都市で三・七五、それから地方都市で四・四三、平地農村で四・三八、それから農山村で四・九八、山村で五・〇七、こういうことになつております。

○森(義)委員 その資料、あとでちょっと調べておいてください。実は大橋労働大臣は昭和三十五

年の山村の稼働労働力は五十六万人であつた、ところが、その後三年の間に三十八万に減つたといふことを言つておられるわけですが、私、本会議場における労働大臣の答弁でございまして、どうも数字があまり大き過ぎるので、大臣にひな壇の下で聞いたわけですが、大体そういう答弁をしておりまして、それほど急速に労働力が、どういふ統計資料かわかりませんが、もし山村から流出するとならば、私はいま大臣が答弁されましたような機械化とか、生活環境をよくするとか、そういうことだけでは、とうてい日本の森林資源の開発も現在の森林労働者の確保もできないと思つております。これは経済的機能を發揮するなつてもつてのほかだと思つておられます。だから、その状況をもう少し資料として出してほしいと思つております。

そこで、事態は実は私申し上げたいわけですが、私は、奈良県で昭和二十一年に山林の民有林労働者を組織いたしました。当時、半農半山と申しましたか、炭焼きの労働者を含んで一万二千人の組織をつくつたわけですが、ところが、労働運動が非常に活発化していく中で、こういう日雇いの労働者の性格を持つておる労働者は、なかなか組織的に他の労働組合と提携して進めていくというのはいへん困難な事態が起きて、その後、山林の専門労働者だけが、まあほかに兼業を持つていない——若干それは畑地を奥さんがイモか麦をちよつとつくつておるというのとは別といたしまして、とにかく兼業を持っていない純粋な林業専門労働者だけが約二千名組織して、いま残つておるわけですが、そこで、いつも問題になりますのは、要するに、青年労働者が全然住みつかない、従業員の平均年齢が一年一年ふえていくだけです。いま奈良県では四十四歳ですね。ほかが組織しましたときは、平均年齢は三十ちよつとだったのですが、このころはずんずん一年ごとに平均年齢がふえていく。それは若い人が一つも入らない、おひい一年一年年をとつていきますから、そのままだで推移していく。これは十津川の村に高等

学校が一つあるわけですが、去年、その高等学校の卒業生を十津川村役場にぜひ採用したいというので、村長が一軒一軒別訪問して頼んで歩いたところが、やっと女の子一人だけ役場の職員として就職してくれた。それ以外は全部おらなくなった。ああいう吉野の一番奥地に高等学校があるのですが、その卒業生が全部出てしまう。こういう人たちに私は実は直接会って話を聞いてみたわけですが、こういうことを言うのです。私たちがはるほどこういふ山村に生まれた、したがって、親に世話になっていてはやはりここから離れることはできない、ところが、自分で労働し、自分で生活の基礎ができれば、とうていこういふところにおれない、その最大の原因は何か、考えてごらんない、これほど教育が高度化されていく中で、われわれは単級の学校教育を受けている、一年生から六年生まで一人の先生の学校です、あるいは複式の学校教育を受けている、自分の子供がまたこんな教育を受けなければならぬかと思ふと、これはもうとうていしんぼうし切れない、こういうことを言うわけなんです。これはたいへんな問題だ。大臣、先ほどおっしゃったように、重労働で、かなり労働災害の高い産業なんです、これはいま建築関係の災害が一番大きいのですが、化学関係の災害もふえてきましたけれども、従来は山林の労働災害が統計的には一番多かったわけですが、今日もお上り占めておるわけですが、そういう林業災害による労働災害に対する不安とか、そういう問題よりも、自分たちの将来というものを見過した場合には、こういうところでは住めない、こういうことを実は言うわけなんです。私は、実は十津川の村長と話をして、どうしたらいいだろう。一つの方法としては、結局電源開発で村もかなりの補償金が入っているのだから、いわゆるスクールバスを買って学校を統合したらどうだろう。そのためにはまず林道が必要だ。林道がなければ自動車は走りません。だからいまの林道をそういう面においてもぜひ活用できると思うから、林道のあるところは学校を統

合して、スクールバスを走らせて統合教育をやる。そうすれば十名や二十名で先生一人という学校がなくなつて、少なくとも一クラス二人の担任の教師が置ける、こういう環境ができるのじゃないか、こういうことを実は話し合つたわけなんです、これは一面でございませうけれども、非常に真剣な問題なんです。

それから、これからの林業労働力の確保という問題については、確かに今日まで通俗的にいわれますように、日雇い労働者で身分の保障がない。あるいは年老いて働けなくなれば、老後の保障というものが全然ない。あるいは重労働で早く年いとか、あるいは文化その他から隔絶されておるということ、最近のレジャーブームから考えて、そういうところに青年は住みつくことを好まない。いろいろなことが通俗的にいわれます。しかし、私は、そういう教育の問題が解決されるということも、青年労働者が残る、将来に希望を持てる一つの大きな条件じゃないか、こういうことを考えるわけです。したがって、こういう問題について、ひとつきめのこまかい施策をぜひ——山村振興は今度法律案が出されるようです。出されるのか、議員立法で出すのか知りませんが、とにかくきめのこまかい施策を施していかなければ、いかに貴重な金を使って生産基盤の整備拡充を行なつても、私は日本の林業の将来性というものに對して非常に暗い気持ちを持つわけです。そういう面でも、ぜひ大臣に、そういう点も十分総合的な、きめのこまかい施策というものについてお考え願ひたいと思うのです。これは、そのことだけをお話ししておりました、実はきょう一日御質問しておりました時間も時間がないうほど、医療の問題から、文化施設の問題、教育の問題はもちろんです、たくさんあるわけなんです。そういう問題についても、ひとつ林業の経済的機能を發揮するために最も有効な労働力の確保という問題について、ぜひ林野庁として、農林大臣として、きめのこまかい施策をお願ひしておくわけでありまして、そこで大臣、その点について、先ほど重労働が

山林労働者の流出する一つの原因、機械化もそのための一つの方向だというお考え方もございまして、大臣もたくさんお考えになっておられると思うのですが、特に施策の中で、こういうことにひとつ山林労働力確保のために私は今後は考えていきたいというふうなお考え方があれば、この機会にぜひお聞かせ願ひたいと思います。

○赤城国務大臣 先ほど申し上げましたように、重労働からの解放ということも大きな問題でございまして、やはり住みよいというか、生活しやすいような環境をつくるということだろうと思ひます。その一つとして、いまお話しした教育の問題、僻地教育として特に一般よりも考えてはおりますけれども、十分ではないと思ひます。そういうふうな教育の問題、あるいは文化面の問題等、いまお話しするように、総合的に林業労働者として落ちついてやっていけるような環境をつくっていくということも、非常に大切だ、こういうふうにお考えをしております。

○森(義)委員 私は、いま森林資源の開発の問題で積極的な面の林道開発、それからその面の労働力の確保の問題について、実は大臣の所信を伺つたわけでありまして、これは労働省とも文部省ともお互いに連携し合ひながら考えていたいただきたい問題ですが、特に最近健康保険法の改悪をめぐつて、日雇い労働者の山林労働者がちよつと社会保障の恩恵に浴しかけたかと思ふと、また陰をさしておるという実情でございまして、そういう問題についてもぜひ御検討願つて、林業基本法の精神の中にも書かれておりますように、都市労働者とのそういう面の格差をなくする、こういう基本的ななかまの上に立つて、ひとつ関係各省との連携の中でぜひ考えていただきたい。このことが、森林資源の開発のにない手である労働力にとつてたいへん大切だと思ひますので、特に強く要望しておきたいと思ひます。

次に、植林あるいは撫育等の資源の育成に関する、いわゆる防衛的な面における施策、これは資源の開発の中でもじみなほうでございまして、かなり重要だと思ふわけです。そういう面について、大臣、日本の森林資源があれだけの広大な面積を持ちながら、激増する需要に確固たる自信を持って対応できないような現状の中で、この植林、撫育といわれる、いわゆる造林の資源育成という問題についての考え方について、お考えをひとつ御披露願ひたいと思ふわけです。

○赤城国務大臣 なお林野庁長官から申し上げたいと思ひますが、私はよくたとえて言うことがありますが、木切らぬばか、木植えぬばかということがあります、木切らぬばか、木植えぬばかというときに切り、植えるべきときに植えるべきものである。こういう意味におきまして、木切らぬばか、木植えぬばかというふうなことをよく子供のころから覚えておられますが、そういう意味におきまして、奥地等におきまして相当自然林のところなども多いと思ひます。そういうところをほんとうに人口造林をやつていかなきゃならぬ。そういう意味におきまして、林道というものは非常に大事だ、こう思つております。

それから、木の種類でございまして。これは種苗研究等も十分いたしておりますが、場所によつては、やっぱりそれに適したような雑木でも、また早く育つ木も植えるというふうなことなど、やはり勘案するといふことが、検討してやつていくというふうなことが必要だと思ひます。

なお、そういう方面には専門的な林野庁長官のほうからひとつ御説明いたさせます。

○田中(重)政府委員 いまお話しするように、森林資源の開発を進めていくもう一つの側面としての造林があるということですが、これは林道をつけて、そうして成長量の低い天然林を伐採することとのうらはらの関係で進んでいくわけではございません。いまの計画としましては、お手元の表にございまして、国有林で人造林面積が百五十万ヘクタール、それから民有林で五百五十万ヘクタール、こうなっておりますが、合わせて七百万程度の人工林、これを、昭和六十年ごろには千三百万ヘクタール程度でございまして、森林の総

面積の半分程度を人工林化したい、そういう目標で進めているわけでごいます。それで、そのためには、先ほどもお話しの出ました機械化をできるだけ推進して、そうして仕事の能率を上げることにも必要でございましょうし、また、植栽される樹種についても、成長量が早く、しかもじょうぶな品種を培養して、それで植えていく、そういう造林技術上のくふうも考える必要がございまして、さらに造林こそ、先ほどの労働者の確保というところが非常に必要でございまして、それには、一つは、林業がそれ自体として持つております季節性というものをできるだけ克服をして、植伐の関連においてできるだけ通年的な仕事へ持っていく、さらには、そういう労働者にもできる限り一般に行なわれる社会保障の制度を均てんするとかいうようなことで確保をはかりまして、そうして、この造林事業をできるだけ計画どおりに進めていく必要がある、こういうふうに考えているわけでごいます。

○森(義)委員 なるほど、構想は、一応答弁として承っておきたいと思うのですが、実際に造林の計画は、いま長野庁長官から御答弁ありましたようなテンポで進んでおりますか。

○田中(重)政府委員 最近の労働者の山村からの流出というように、あるいはまたそのための賃金の高騰というように、あるいはまた、若干造林面積の伸びが停滞しておるとい面はございまして、しかしながら、一応年々の造林は、国有林におきましてはほぼ計画どおり、それから民有林におきましては、補助造林あるいは融資造林、あるいはその他自力の造林等を含めまして、ほぼ計画の線を進んでいると考えております。

○森(義)委員 最近のピーク時において、大体四十万立方メートルぐらいでしよう。いまおっしゃったように、千三百万、要するに、林野面積の半分を人工造林をやるんだということになれば、最高の四十万ヘクタールの状態を持続していつて、大休見通しとして三十年からかかるわけですね。ところが、いまおっしゃるように、確かに労働力

の流出等によって、その計画が低下してきておるとい実情にあると思うのです。私は、この植林、撫育、造林の問題について、従来労働力の面から見ますと、大体非常に安い賃金なんですから、これは直ちに資本の回収ができないであらうから、むずかしい問題なんです。資本の回転率からいいうならば、安い賃金で、あまり労働を好まない状態にある。こういう両面からの造林そのものに對する非常な抵抗があるわけですね。だから、この計画は、私は、国有林において初めてそういう問題がスムーズにいく、こういうふうにかねがね思っているわけですが、先ほど長野庁長官も、国有林の造林はかなり計画性を持つて進められておるが、民有林のほうはなかなか乗ってこないというの、両面の抵抗があるからだと思ふわけですね。その抵抗を乗り越えて、日本の造林計画というものがほんとうに計画どおりに推進していくためには、ほかに考えるべき何かがあればならぬと思うのです。その点について、私も、こういう方法がいよいよないかという案案を持つていませんけれども、長野庁長官がお考えになっておることがあればお聞かせ願いたい。

○田中(重)政府委員 造林の推進につきまして、やはり長期低利の仕事でもございまして、いまお話しのとおり、よほど国のほうで助成の手を差し伸べてその推進をはかる必要があるというふうにご考えております。そこで、まず労働生産性を上げるといような面から、先ほども機械化といふことを申し上げたわけでごいますけれども、また、本年度から林業構造改善事業が始まりまして、森林組合等協業体を中心にその構造改善を進めるわけでごいます。その場合の労働班を組織して、これに機械を助成しまして、そうしてできるだけ機械化の方向へ進めてまいるといようなことで、生産性の向上という面から進めてまいりたい。

それから、労働者を確保する対策といたしまして、まず民有林につきましては、いろいろいわれしておりますけれども、就労の実態、就労の動向、そういうものが、必ずしもいままで明確ではなかったわけでごいます。そこで、少なくとも林業の生産がその地帯のある程度のウエートを占めるといような十市町村を一県ごとに選びまして、そういうものを対象に、その就労動向あるいは就労実績の調査なり、あるいは林業経営者の側でございしますれば、森林組合なり、また営林署、その他山林所有の経営者、そういう雇用をする側の労働需要の動向、そういうものを把握する。そうして、その地帯地帯の需要と供給の実情をよくかみ合わせまして、その地帯における労働力の確保をはかることによつて、その労働者の減退あるいはそれによる賃金の上昇、そういうようなことではなほだしい不均衡を生じないような施策をとるために、そういう調査並びにそういう話し合いの場をつくっていくことを助成していくという予算を考えたりしておるわけでごいます。それで、そういう場合に、やはり山村にとどまて林業労働に従事していくためには、その環境が働きやすい場であることが必要でありまして、他の産業に均衡のとれた賃金の支給ということも必要でありまして、先ほど申し上げたこともその社会保障の均てんということも必要でありまして、そういう民間林業労働についての諸般にわたる改善、そういう面をくふうしてまいりたいというふうにご考えておるわけでごいます。

○森(義)委員 いろいろとお考えになっておられると思うのですが、撫育の面で、下刈りとか枝打ちの面で労働力が枯渇しているといふことで、そういう面の需要はあるのだけれども、供給はない。そのことが、日本の森林資源の発展、拡大にとって、いろいろと生長をためたり、そういう問題で足かせになっている。そういう植林、造林のために必要な労働力、特にいまの撫育の面に対する労働力等もあわせて、長野庁長官の答弁の中には含まれておったと思うわけでありまして、そういう労働力の一つの資料として要求したいのです。

が、全国の民有林に働いている労働者の造林関係の就労日数、その賃金、それが伐木運材夫との賃金の格差の問題、それから造林関係の労働者の労働災害の問題、それから造林関係労働者の平均年齢、それから男女差、性別差、こういう資料を要求いたします。その資料に基づいて、またこの問題でお尋ねしたいことがありますので……

○田中(重)政府委員 至急に提出したいと思ひます。

○森(義)委員 それでは次に、一番森林資源の開発に重要な林道の問題なんです。

先ほど長官の御計画の発表の中にもありました、わが国の林道がいま一ヘクタール当たり大体五メートル以下、まあ五メートル以下というのは、一メートルも含まれていないのですが、長野庁長官、大休国有林で幾ら、民有林で幾らという数字が出ておると思うのですが、要するに三・五メートル、大体三メートル台だと思ふのです。こういう状態では、林業がほんとうに経済的なベースに乗るといふことはとうてい期待できないわけなんです。そこで、長野庁長官の先ほどの御説明の中にあった十三・七ですか、一ヘクタール当たりの林道の開発計画、これは何年を目標にしてお考えになるのか。それから長野野形が違ふと思うのですが、ドイツやなんかでは一ヘクタール当たり二十一メートルもの林道を持つています。これは山岳地帯ではなくて、平野林業が多いから、そういう数字だろうと思ふのですが、ひとつ林道整備の目標とその計画達成の時期ですね、これについてお聞かせ願いたい。

○田中(重)政府委員 現在のわが国の林道の密度はヘクタール当たり大体四・七メートルでございまして、それで、先ほど午前にお答え申し上げました十九万九千キロメートルの林道を開発したいといふのは、いまの計画としましては、昭和五十七年度、ヘクタール当たりにして十三・七メートルの程度まで持つていきたい、そういう計画でございまして、それで決して十分でございませぬけれども、まあその程度の林道密度になれば、林業

の生産基盤の整備としては、まずこれで行けるのではないかという観測で、目標を立てておるわけでございます。

○森(義)委員 いまの御答弁の林道というのは、いわゆる輸送林道——県道あるいは国道と林地内における経営林道とを結ぶ輸送林道のあれですか。それとも林地内における経営林道も含んだあれですか。

○田中(重)政府委員 いま申し上げましたのは、木材の搬出あるいは造林のための林道で車道以上、その林道の密度について申し上げておるわけでございます。

○森(義)委員 生産地から市場へのいわゆる輸送路ですね。輸送路と考えていいわけですね。

○田中(重)政府委員 そういうことでござい

ます。

○森(義)委員 この計画で、現在の林道の一ヘクタール当たりの四・七ですか、これは民有林ですね。国有林の場合はもう少しふえるのですか。

○田中(重)政府委員 これは国有林、民有林を通じて申し上げておるわけでございます。

○森(義)委員 それで、十三・七ということになりますと、大体いまの約三倍の林道ですね。そこで、その生産基盤に対応する一つの目標としての十三・七の林道の開発を五十七年にやる。その林道の開発が日本の林業生産全体に及ぼす影響、あるいは生産性の向上に与える影響、こういうのはどういふふうな五十七年度の想定としてはお考えになっておりますか。

○田中(重)政府委員 生産基盤の整備として林道の整備をそのように考えておるわけでございますが、そこで、そういう林道の整備ができるといふことと、それから先ほど申し上げましたように、それによって、天然林の伐採、林相改良、それが並行して進んでまいらなければならない。そうしてそのあとが生産力の高い人工造林地に拡大されていく。そうして人工造林面積の、先ほど申し上げましたような目標の達成に持っていく。こういう考え方でございます。そういうこと

の成果として、また木材の供給力の自給度を高めていきたい。それで、先ほどお手元の表にもございました木材生産、年度年度の生産量を期待していく、こういうことでございます。

○森(義)委員 こういうことを私が伺いますのは、これから十八年向こうで、全国でいまの林道の大体三倍になる。それが全体の生産力増強にどういふ影響を及ぼすのかということをお聞きしたいのは、実は熊野の森林公園の林道開発ができて、十津川村の状況を見てみますと、公開開発前に十津川村で一ヘクタール当たり〇・五メートルであった林道が、四・四倍の二・二メートルになった。それによって、林道開発以来この五十年間の生産の増、これが大体一年間平均——その林道開設前の二十七年から三十一年までの五十年間の平均が年間十三万立方メートルであった。それが十五万立方メートルにふえておるわけですね。要するに、林道が四・四倍、それだけ敷かれておるのに、その生産の伸びというものはわずかに一八％しかないわけですね。そうしますと、林野庁長官が先ほどおっしゃいました日本の林道全体の三倍になると、それが生産の伸びにどれだけ影響を及ぼすかというのを考えずして、林業の総生産が需要に見合うような拡大になるのかどうか、この問題を林野庁のほうではつきりと見通しを立てておられるのかどうか。これは十津川の場合におきましては、確かに流送がなくなりました。有名な十津川のいかだ流しがなくなりました。そういうような影響で、これは林道が四・四倍にもなっているのに、実際の搬出量がこのくらいの伸びでとどまっておるのだから、他の地域においては林道の開設が実際の総生産量にもっと大きな影響を与えておるといふ資料がありましたら、それも加えてお聞かせ願いたい。

○田中(重)政府委員 私も、熊野、剣山の公開林道開設前と開設後で、その伐採量について調査をしたわけでございますが、ほぼ先生のお話は、十津川に限定してお話でございますけれども、熊野、剣山を通じて伐採量は伸びておりますが、た

だ、お話のように、林道網の拡大に比例するほど伸びていないということも確かでございます。だから、そこに林道がついてもすぐ木が出るとは限らないという問題があるわけでございます。つまり、この山林所有者のビヘービアといえますか、いわゆる財産保持的な所有の傾向がございまして、計画生産、計画経営というところへまいっていかないというところに、この山林所有者の特殊性があるわけでございます。そこで、この林道の開設と並行して、そういう山林所有者の財産保持的な山の持ち方を是正していくということが必要でございます。そこで、林業基本法におきましても、特に大山林所有者にそういう傾向があると

いうような認識の上で、そういう大山林所有者の企業的な山林の経営を推進してまいりたい、そういうような経営形態の改善とあわせて、この林道の開設が進められる場合に、非常にその効果はあらわれてまいる、こういうふうな考えをしております。林業基本法の趣旨を徹底させてまいりたい。

現にこの山林所有者の中には、これは先生もおそらく御認識があると思っておりますけれども、この林業経営というのを企業ベースに乗せる、計画生産に持っていくというふうな萌芽が相当成熟しつつあるということも確かではないか、こういうふう

に感じております。

○森(義)委員 林道の開発がわが国の林業の生産増強の大道であることについては、私も否定をいたしませんけれども、それだけが金科玉条で、林道さえつくったら木が出てくるのだという感覚で計画を立てておられたら、いま申しました一連の数字でございませうけれども、なかなかむずかしい問題があると思う。問題は、いま長官もおっしゃいましたように、財産保全的な、産業人としての社会的、経済的責任を持たない森林所有者に対する啓蒙といえますか、そういう問題が並行して行なわれていかなければ、将来の激動する日本の木材需要に対応できないというように私は思うわけ

です。そういう面で、実は文教委員会でも、林業に対する教育の問題を懸念されておるということ

で、私の同僚も質問しておるわけです。これは私と同じような打ち合わせをしてきたわけですが、池田内閣の経済政策の重化学工業重点主義というのが、いろいろな面でそういう悪い側面をあらわしてきておる。こういうことを考えますので、農業の問題、林業の問題あるいは沿岸漁業の問題、こういう問題を、大臣、総合的に、日本の人口の多数を占めておる問題でございますので、ぜひひとつがんばってほしいと思います。

そこで、実は林道の問題についてですが、私、直接、林道は奥地に入るときよく自動車を通るわけなんです。林道の補修費は通行税式にとられておるわけですね。ところが、その林道によって直接利益を受ける林業家がトラックで通行するの

に、二キロについて二百円ということで払っておるわけですが、それは私はいいと思つて。ところが、山村の労働者、そこに長く居住している人たちが、その林道が有料になることによって、生活面においていろいろと悪影響を受けておるわけ

です。

【委員長退席、木名委員長代理着席】

たとえば病気になるて医者と呼ぶ場合に、医者が乗ってくる乗用車に通行税がかかる。そうすると、医者が高くつくわけですね。それから奥地へ日用品を売りにくる。これは小型トラックでやってくる。そうすると、それには何割かの通行税が取られておるから、物価は高い。こういう問題で、かつては村道があったのですが、その村道を補修し、そのことによって、直接何ら具体的な利益をこうむらないにもかかわらず、そこに通行税がかかって、僻地山村民の生活に非常な圧迫を加えておる。こういう問題は、十津川の一帯奥の小山手まで行く場合、平谷から入りましてしばらく行く

と関門があるわけですね。どこまで行かれるのですか、ついそこまで行くと行って、二百円、三百円しか払わないのですが、普通小山手まで行くと千円取られる。それをこまかしてやっておるわけです。ところが、現地の人たちは非常に純朴です。し、なかなかそういうごまかしもきかない。顔も

知っておるし、どこに帰るかということも知っておる。車に乗ったときはわかるわけです。あるいはお医者さんが来ますと、どこに行くかわかる。そうすると、ごまかせないわけです。そういうことで、非常に問題点として現地の人たちが私どもはいつも強く言われるわけです。私は、林道というものは、開発してしまつたら、村道にしてしまつて、村でそういう費用をまかなうという形に、地元負担をそういう形に切りかえられないものであろうかと思う。長官も聞かれたこともあると思いますが、そういう面で、現地の直接利益を受けない地域住民に対する林道の利用税というか、補修税というか、そういうものに対してどういうふうにお考えになっておりますか。

○田中(重)政府委員 この林道の維持につきましては、やはり小崩壊もございましょうし、雨が降ればいたむ場所もございましょう。そこで保線工を実施する必要もあり、そのための資材も要するというところで、何がしかの経費がかかるわけでございますが、その経費は、やはり林道ができたために、その林道を使う人たちが分け合つて負担をしていただく。しかしながら、あくまでもこれは必要最小限度にとどめるべきものであろう、こう考へて、熊野、剣山のほうも実行いたしておるわけでございます。

ところで、いまお話しのような早急に医者を呼ばなければならぬとか、あるいは急患であるとかというような場合、その他公用といふますか、そういう場合には、無償の切符を発行しておるといふ制度になってはいるはずでございます。それで、森産物の搬出その他それが商売に類するような場合には、それぞれ積載量なり車の大きさの程度に応じて差をつけてあると思ひますけれども、そういう要領でこれを負担をしていただいているのが現状だと、こう考へております。

なお、これを市町村その他にまかせたらいではないかというお話でございます。現在熊野、剣山の林道につきましても、なお償還期間内でございますので、それが終了いたしますれば、そういう

うお考えにつきましては、十分に検討する必要があります、こう思ひますけれども、ただ、その場合でも、そういう地方公共団体の事務負担力の問題がございまして、いろいろ地元民の便益になるような方向で検討しなければならぬ、こう考へております。

○森(義)委員 急患の場合、そういう場合においては、切符制度にして、通行料を払わぬ、こういうふうになっておる、全部そうなんですか。

○田中(重)政府委員 全部そういうふうになっております。

○森(義)委員 それでは私の認識間違ひかも知れませんが、かりに急患のそういう特別の場合はそうなつておりまして、従来当然村道で車が走つておつたわけですね。これは十津川の平谷側の国道から入つて、小山手のところまで歩いていきますと、大体四時間かかるわけです。これは一番奥の部落ですが、そこは従来もタクシが入つておつたわけです。ところが、その林道ができたことによつて、タクシの通行税がタクシの代金と同じくらいかかるということ、使えなくなつた。こういう問題もあるわけです。だから、単に医者に來てもらつて、医者が高くつくといふだけではなくて、従来歩いて四時間も五時間もかかるところ、これをタクシで入ると、従来の倍取られる。こういう問題は、現地の村民が希望しておるような村道に切りかえてもらつて、あそこ、特に十津川なんかは、電源開発の補償で村の財政はかなり豊かです。そういうわけで、切りかえられないものだろうか。村当局でそういう通行税を住民にかつて支払えるというふうな措置が講じられないものだろうか。一つそういうことをやると、全体がそうなるので困るということだと、また問題があると思ひますが、そういう財政負担能力がある市町村においては、切りかえることはどうだろうか、こういうふうに思ひ

○田中(重)政府委員 いまの問題につきまして

は、利用料の徴収の問題だけを当該市町村に切りかえていくという話でございますれば、その市町村がその事務その他を十分に引き受ける能力があるということになりますれば、それはできないことじゃない、こういうふうに考へております。林道の維持管理そのものについては、その市町村とも具体的な話をしてみたい、こういうふうに思ひます。

○森(義)委員 きょういただきました資料の二三ページを見ますと、「旧公団林道利用状況および利用料収入の実績」として、熊野地区、剣山地区のあれが出ておるわけです。これを見ますと、林業外の特に小型のトラックのあれが非常にふえてきておるわけです。これがずっと年々増加の傾向を示しておるわけですが、たとえば熊野地区で申しますと、林業外の小型のあれが昨年は一万八千五百九十九台、今年の見込みは二万台です。大型は、もうああいうところに林業外のものが入つていくというところはほとんどないわけでありまして、要するに、受益者でない人たちがかなりこれを使つておるということがこの中にあらわれておると思う。このことは、今日林道はすでに受益者だけが利益をこうむるのではなくして、地域開発の重要な役割を果たし、いわゆる交通道路としての任務を持つておる。これはきわめて公共性の高いものだと思ひます。こういうふうな林道が奥地開発の大きな社会的役割を果たしておる、そういう場合に、この林道の開発について、公団林道の場合においては受益者負担といふものが三八%ですか、あるわけですか。これは二年据え置きで七分五厘、二十五年割賦返済。こういうふうなものももうばつばつはすべき時期にきておるのではないかと。これは関連林道の場合にはないのです。国有林と民有林と隣接しておるところでは、国有林と民有林と隣接しておるところでは、受益者負担といふものが全然ない。これは通行の場合だけ使用料が取られる、トラックで大体九百円ですか、その数字ははつきりわかりませんが、とにかく関連林道の場合においては全部国庫負担で

やられる。ところが、片方、一般の民有林の林道開発については、こういうふうな公共的な性格が年々拡大していつておるさなかに、受益者だけがこういう三八%の負担をする、こういうことについて、将来の見通しを、いま現時点の考へ方でいふ、どうですか、お聞かせ願ひたい。

○田中(重)政府委員 関連林道と旧公団林道は、それぞれ経費負担の方式が違ひます。旧公団林道の場合は、やはり一定の利率による一定の年賦償還ということで、今日その償還の時期に入つておる関係もありますので、これを無償で他に移管するということとはちょっと不可能な問題であらう、こう考へます。それから関連林道のほうは、その開発資金につきましては、これは国有林野事業として、国有林の負担においてこれを開設してありますけれども、やはりこの分につきましても、その利用者については使用料、その投資の限度において使用料をきめまして、利用者から徴収しておるという状況でございます。

○森(義)委員 それでは、大臣が何か御用事があるそうでございますので、大臣のほうに質問したいと思ひます。

今後の日本の林業経営の動向についてお尋ねしたいと思ひますが、昨年度の基本法で、林業がいわゆる産業、企業として成り立つような見地から行政指導が行なわれていく、また、それのために必要な施策が林業基本法の中に盛り込んで、これが口の目を見たとわけですね。これについては、山林所有者はかなり好意的な目で、林業基本法に期待を持っております。ところが、今度の予算を見まして、この農林水産委員会に林道の問題だけがかつてきておるけれども、具体的にあれに対する関連立法なり、林業の経営の動向として、どういうふうな方向へ持つていく、将来林業家が期待するような方向へ持つていく、こう考へるのか、こういうことについて、大臣のお考へ方があればお聞かせ願ひたい。

○赤城國務大臣 いろいろ手をつけなくちゃならない問題があると思ひますが、林野の立法には

なっておりませんが、一つは、林野等を相当使わなくちやならない草地の造成でございます。これは畜産のほうの問題でございますが、酪農の面から見まして、草地を造成するに、林野関係と関連を持って、場所によってそういうものをつくつていきたい。あるいはまた直接そういう関係にも影響がありますので、林野のほうの入り会い林野につきましても権利関係をはっきりさしていききたい。これは草地造成のためにも、いまから人工造林等をしていく上においても、権利関係が従来のまま複雑で不明確であるというようなことを直していかななくちやならないことから、入り会い林野の問題を去年から手がけておるのでありますが、法律によってきめていきたい、こういうことを考えております。それから、いまの林業経営基盤の拡充という中に相当なウェイトを占めておる林道の問題につきましては、従来の林道からさらに一步出た、いま法案として御審議を願っているスーパー林道というふうなものを考えております。こういうことでございます。

○森(義)委員 ちよつと大臣、私の質問と的はずれた御答弁をいただいております。ポイントがちよつと質問と食い違つておると思うのですが、実は、これから日本の木材需要の拡大に対応するためには、林業を一つの産業としてこれの発展を考へていくというのが、林業基本法の底を流れている精神なんです。そういうことから、従来の森林所有者が持つておつた財産保全的な考え方を、この機会に、先ほど林野庁長官にも質問申し上げましたように、頭を切りかえてもらうためには、産業立法として、これから林業を資本の要求する利潤の追求にどう順応していくのかということについて、こういうような構想を持つていくのだということ具体的を示さなければ、ただ単に林業を産業として見ていくのだというふうなことだけでは納得できない。たとえば租税の問題一つを考へてみましても、これを産業として見ていく場合に、このような特殊な長期投資を必要とする産業の発展のためにどういう租税的な措置を講

ずるのか、いろいろあると思うのです。いわゆる産業立法として位置づけけた以上、それに対する期待を裏書きするような施策が具体的にあらわれなくてはならない。そうでなければ、従来の森林資源を持つておる林業家というものは、頭の切りかえも何もできない。幸いそういうものに対する期待を持つておるわけです。そういう期待感を買付けするような考え方を大臣のほうから明確に出してもらふことを実は質問の要点として申し上げたわけです。だからその要点に向かつてお答え願いたい。

○赤城國務大臣 林野の活用面に少し答弁がそれて、直接の答弁になっておらなかつたと思います。財産的所有から経済効果をあげるような形に持つていくということが、林業基本法の新しい方向であつたのでございしますが、それについて具体的などうこうというものは、いま法律的にあるいは予算的に出てくるものではない。金融面等におけるあつせんというふうな点、あるいは民間林業者の組織化の面について力を入れておりますけれども、法律として別に何か、あるいは予算面でも、いまの予算との関連でございしますが、税金を免除するというような税制の面等についての検討はしておりますが、それが出ておりません。

○森(義)委員 そこで、いま立法化の段階では具体的なあれがないけれども、大臣としてこういうようなことを考へておるといふ所信をお聞かせ願えればと思うのです。

○赤城國務大臣 私のほうとしては、いま申し上げましたような林業者の組織を通じて、林業者の希望するところ、われわれの考へているところをやつていきたいということでございますが、一番大きな問題は、やはり資金の問題だと思ひます。融資の問題だと思ひます。そういう面のあつせん等を考へるということは考へておりますが、その他こまかい点につきましては、いま私ども案といつても特にございせん。

○森(義)委員 大臣は農林水産全般で、まだなか

なかそこまで微に入り細にわたつた答弁をしにくい情勢にあるようですから、ひとつ長官のほうで――大臣にいずれ進言される問題だし、林業基本法ができたときには、やはり将来の青写真というものを描きながら、あの林業基本法というものを立案されたと思ひます。したがつて、当然林野庁長官は考へて持つておられると思うのです。が、お聞かせ願ひたい。

○田中(重)政府委員 いまのお話のとおり、林業基本法の成立に基づきまして、法案あるいは予算の面で基本法の趣旨の具体化をはかるわけでございますが、そこで、私どもといたしましては、一つ一つその具体化し得るものから取り上げていく、検討の済んだものから取り上げていくということ、林業基本法の趣旨全般を生かしていくにはなお相当の年月を必要とするであろう、こういう考へでございします。

それで、いまお話のございました、産業としての育成という意味で、林産関係の法案等についての御質問の御趣旨のように受け取つたのでございしますけれども、流通面の対策については、現在の中小企業等の面からのいろいろな法案、助成の道がありますので、そういうもので林業の流通の面で解決できないのかどうかの検討も十分に必要であらう、こういうふうに考へておるわけでございます。

なお、税制、金融等の面における、いわゆる林業の面からいいますと、農林漁業金融公庫の林地取得資金なり、あるいはまた小造林の面からの資金ワクの拡大等、いろいろくふうをしておるわけでございます。それからまた税制の面におきましては、森林組合の税制の取り扱いについて、従来より軽減をはかりたい。これは積み立て金の程度に底じて減免の措置を講ずるといふようなことを考へておるのが現在の段階でございします。

○森(義)委員 素材生産業者の経済活動が活発化せぬと、実際問題としては、林業家の活動というのは経済ルートに乗つてこないわけなんです。そこで、いまその面について、たとえば金融面に

ついてもいろいろと配慮をしておるといふお話なんです。最近の素材業者の倒産、これはどういふふうにお考へなんでしょうか。林業基本法ができて、新しく産業立法として特別に政府がその発展の体制を考へ、あるいは施策についての方向を示そうとするやさきに、日本の流通機構における素材業者はほとんど倒れておるわけです。現在一五〇万を占めておるわけです。原料が全製品の八五〇を占めておるわけです。一五〇万で設備の償却から人件費から金利から税負担からみまやつていかなければならぬ。これじゃどういふ素材業者は成り立たないわけです。素材業者が活発な活動を開始しない限り、林業家はこれはそろつてやるんですから。そういう面における積極的な施策が一つもあらわれてこない。ただ単に一般の産業の中小企業対策と同じように、中小企業金融公庫あるいは、商工中金、そういうところに特別な融資のあれを考慮してやるとか、こういうことだけで、これでは救われぬのです。いま素材業者の協同組合、奈良県あたりにはかなりたくさんあります。素材業者が一番参つておるのは、原木高入つてくる製品の輸入なんです。ソ連材のように入つてくる製品の輸入の場合には、それほど打撃を受けなかつたわけです。ところが、製品としてアメリカから入つてきておる。これに日本の林業が対抗していくためには、もつと経済的な面における施策が、あの林業基本法を出した以上は、今国会あたりに出てこぬと間に合はないと思ひます。大体テンボが非常にのろいわけなんです。経済活動というのは、非常にテンボが激しいわけです。この間も、緊張とスピードと変化が現在の社会の特徴だといふようなことを言つておる人がありましたが、それほどスピード化され、緊張化され、変化が行なわれているわけです。そういうときに、一年たつた今日、その恩恵に当然浴すべき林業経済活動家に対して何ら希望のある政策が出てこない、こういうことは、あれはしょうがないから出したんや、あの林業基本法はね、こう

いうことに私は理解せざるを得ないと思うので
す。その点どうですか、林野庁長官。これは大臣
に詳しいことをお聞きしたいのですが、大臣がそ
ういう方面にあまり明るくないようでごいます
ので、林野庁長官からひとつ……。その流通機構
の問題ですね。

○田中(重)政府委員 いま素材生産業者のお話が
ございましたが、素材生産業者については、林業
信用基金の保証の対象にもなっておりまして、そ
の面では、それ以前に比べて、相当に融資の面で
救済されているということが言えるかと存じま
す。ただ、たまたま素材生産業者として独立して
いる業者はわりに少ないのでございまして、あ
わせて製材業を兼ねておられるような場合が相当
多いし、普通でございまして。そこで、それは製材
業としての企業の内容の悪化その他金融詰まりに
よる倒産が相当あることは、私も承知をいたして
おりますけれども、これは林業経営の特殊な現象
というよりも、中小企業一般としての傾向の中の
製材業のそのような現象であらうかというふう
に考えるわけでございまして。だからといって、それ
を決して放置するわけではございせんけれども、
それはたとえば中小企業に対するものもろの
助成の法律、その他ございまして。そこで、企業の
合同であるとか、あるいは団地化であるとか、そ
ういった面での助成を関係の各省とも話をし合
いまして、そして過当競争を避けていくような形
へ持っていくというところで進めているわけで
ございまして。そういうことで、金融等の面につき
ましても、商工中金等これを活用できるような
対策を、昨年の暮れも私のほうで農林中金等を通
じてとったというようなこともございまして、な
お一そうその面の改善には努力をいたしたい、こ
う考えております。

○森(義)委員 それは長官違いますよ。長官は中
小企業の一一般の倒産と同じように思っておられま
すけれども、私は、昨年西工で倒産対策特別委員
会の事務局長をしてやった。だから、林業の素材
あるいは製材業者の倒産というものと、中小企業

一般の倒産とは、本質的に違うわけです。その点
をはき違えて、日本の経済的なひずみの一つの欠
陥的な構造のあらわれだ、こういうような見方を
しておられるが、間違いだ。私は、外材製品の輸
入というものが、日本の林業、素材あるいは製
品、製材業者を大きく圧迫している、こういうよ
うに思うのですが、その点見解が違うならば違
う、製材業者の倒産は、中小企業一般の倒産と関
連してこういう内容を持つておる、本質的に違
わないのだということであれば、長官、ひとつ御答
弁願いたい。

○田中(重)政府委員 確かにお話しのように、原
木高の製品安という面が製材業にございまして。そ
れは内地材につきましてもございまして、あるい
は外材を丸太で入れて製材しているものも、製材
品としての輸入との競争で、そういう問題が出て
いるというところは確かにあるわけでございませ
んが、一方において、またその原木高の原因をな
しているところの過当競争、この面の問題もあるわ
けでございまして、そこで、先ほども申し上げま
したような、業者間の何らかの方法によるところ
の過当競争の排除、これが原木高を排除していく
一番必要な対策であらう。そこで、企業の合同等
が考えられてまいったわけでございまして。

それから一方、外材との関係につきましましては、
大体いまのところ、米材等についてそういう問題
がございまして、私どものほうにいたしまして
は、成材としての輸入についてよく輸入業者等と
話し合いをいたして、丸太との調整をはかってま
いるような方法でくふうをしたい、こういう考え
である次第でございまして。

○森(義)委員 林野庁長官の答弁で私は満足でき
ないのですが、私も十八年間製材業者や素材業
者といろいろつき合いをしまして——もつと
時間をもらった機会に御質問したいと思ひます。
私も冒頭に、実は森林開発公同法の改正につ
いての質問を最後の段階でしたいということを言
っておたのですが、時間の関係で、具体的な法案
についての質問に入ることができませんでした。

そこで、最後に、大臣に一つ要請申し上げると
同時に、御所見をお聞かせ願いたいと思うのです
が、いま林野庁長官にも質問しておりますように、
林業基本法というものの対する林業家の期待ある
いは山村地域における労働者の期待、こういうも
のはかなり大きいわけなんです。だから私は、こ
の際、林道も一つのその施策のあらわれだといえ
ばそれまでなんです。そういうものよりも、
もっと抜本的な施策に対する期待がかなり大きい
わけなんです。ひとつその点について、これは要
望と同時に、所見があればお聞かせ願いたいわけ
ですが、林業家と林業に従事している労働者、こ
ういう人たちの意見を聞く会合を持つて、その中
で、そういう人たちの要請を積極的に施策の面
にあらわすような形をとってほしいと思ひますし、
そういう形が、森林審議会とかそういういままで
の官製のあれじゃなくして、この基本法が出たあ
と、期待を裏切らないような、裏づけするよう
な、そういうことを、いまの答弁でははつきり打
ち出しておられないわけです。だから、その人た
ちが期待している問題、意見を聞いて、それを参
考にして実現する、こういうような方向で要請し
たいと思うのです。そういう点について大臣の御
所信をひとつ承りたいと思ひます。

○赤城(國)大臣 言いわけするわけではございま
せんが、林業基本法ができたから、すぐに林業が
発展するというわけにはまいりません。一つの方
向であります。そういう方向に従って確実にやっ
ていきたいと思ひます。

先ほど申し漏れましたが、一つの方法として
は、林業の構造改善というようにも本年から
手をつけるということでございまして。

それからいまのお話のように、林業につきまし
ては、特に労働力の問題、労働者の問題、こうい
う問題が緊要でございまして。そういうことで、そ
ういう人の話を聞く機会もとらえるようにという
ことでございまして。できるだけなまの要望等を聞
く機会をつくりたい、こうは思ひます。

○森(義)委員 それでは森林開発公同法に対する

質問を保留いたしましたので、これで……。
○本名委員長代理 次会は来たる二十三日開会す
ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時三分散会

昭和四十年二月二十五日印刷

昭和四十年二月二十六日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局